

テーマ1 災害に強いまちづくり

インフラの長寿命化、住宅等の建築物や上・下水道、港湾・漁港施設等のライフラインの耐震化、土砂災害防止対策、河川改修・治山対策、雪害防止対策等のハード対策を推進し、県民生活の安全・安心を確保します。

【基本目標1】インフラの長寿命化の推進

「公共施設等総合管理計画」を策定し、計画的な維持管理・更新等により公共施設の老朽化対策を推進します。

【基本目標2】建築物等の耐震化の推進

「耐震改修促進計画」を策定し、住宅、学校、病院など多数の住民が利用する施設や災害時の防災拠点となる公共建築物等の耐震化を推進します。

【基本目標3】ライフライン等の耐震化の推進

緊急輸送道路の橋梁、堤防等の河川管理施設、上水道や流域下水道施設、港湾施設等の耐震化を推進します。

【基本目標4】災害に備えたまちづくり

土砂災害の防止対策、河川改修・治山対策、老朽化した農業用ため池の整備等の農地防災対策、海岸の高潮対策を推進するとともに、交通信号機の減灯対策を実施し停電時の安全で円滑な道路交通を確保します。

【基本目標5】雪に強いまちづくり

道路の除雪対策や雪崩防止対策、道路標識の大型化、住宅の克雪化や雪下ろし中の事故防止等の雪害防止対策を推進するとともに、危険な空き家の除却の実施等、空き家対策を強化します。



基 本 目 標	1. インフラの長寿命化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 公共施設の老朽化対策の推進	第2編 第1章 第15節		
取 組 ・ 事 業	①公共施設の計画的な維持管理・更新の実施	公共施設災害予防計画		
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局	財産活用課、市町村課	

【目 的】

公共施設及びインフラ施設の老朽化が進行している現況を踏まえ、施設の更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に管理する「公共施設等総合管理計画」を策定し、サービスの適正化や管理コストの縮減等を図りながら、県民の安全・安心を確保する。

【内 容】**【県・市町村】****○公共施設等の長寿命化**

施設の点検・診断を効率的に実施し、機能保全や安全確保の支障となる劣化・損傷を未然に防止するための「予防保全型管理」を行う。

○公共施設の統廃合

劣化が進んだ遊休施設等で、今後の利用が見込めない施設は、事前防災の観点から早期の除却処分等を行う。

【県】

○県は、この目標を達成するため、「秋田県・市町村公共施設等総合管理計画推進協議会」を設置し、県内市町村の計画策定に関わるサポートを実施する。

○また、県内に所在する施設の総体的なフォローアップを図るために、共同管理や共同設置等効率的な管理に向けた包括的な協議を行う。

※なお、本計画決定後、個別施設ごとにその特性等を踏まえ「個別施設計画」を別途策定し、具体的かつ実効性のある長寿命化対策等を実施する。

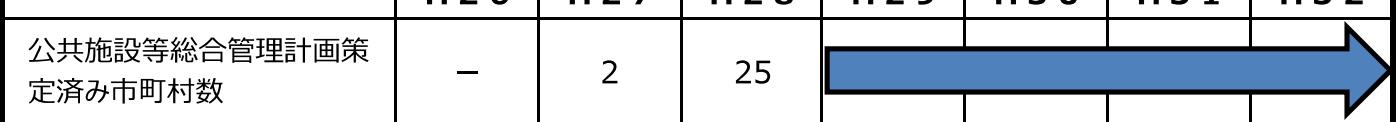
<実施（予定）時期>

平成27年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

県及び県内2市で計画策定

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
公共施設等総合管理計画策定済み市町村数	－	2	25				


【防災・減災の効果】

○災害時、災害応急対策の実施拠点や避難所となる公共施設に対し、水準の高い予防保全型管理が行われることにより、その機能維持が図られる。

○災害発生時、十分な保全がなされていない遊休施設等は倒壊のリスクがあるが、除却処分を進めることにより、そのリスクを回避し、周辺住民の安全確保が図られる。

基本目標	2. 建築物等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施策	(1) 計画的な耐震改修の実施			第3編 第2章 第4節
取組・事業	①耐震改修促進計画の策定			建築物災害予防計画
実施主体	県・市町村	県の担当部局		建設部建築住宅課

【目的】

県及び市町村における耐震改修促進計画の策定により、住宅・建築物の耐震化の促進を図るための基本的な方向性を示し、建築物の耐震化の目標を定めることで、効果的かつ効率的に建築物の耐震化の促進を図る。

【内容】**【県】**

- 「秋田県耐震改修促進計画（第2期計画）」を平成27年度末に策定する。
- 計画未策定の5町村における計画策定のほか、平成27年度末で計画期間が終了する市町村における計画（計画期間の延長も含む）の策定を支援する。

<計画期間>

平成28年度～平成32年度

【市町村】

- 市町村耐震改修促進計画または第2期計画を策定する。

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

計画策定市町村 20市町村

定量目標	現状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
耐震改修促進計画策定済み市町村数	20	20					25

【防災・減災の効果】

- 耐震改修促進計画の策定により、耐震化の目標を定め、目標達成に向けた計画的な取組による耐震化の促進が期待される。
- また、優先的に耐震化に着手すべき建築物の選定に加え、重点的に耐震化を促進すべき区域の検討等、地域の現状を踏まえた計画を市町村単位で策定することにより、地震発生時の建物利用者の安全確保と周辺地域への影響も軽減される。

基 本 目 標	2. 建築物等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 住宅・学校・病院等の耐震化の推進			第3編 第2章 第4節
取 組 ・ 事 業	①住宅の耐震改修の促進			建築物災害予防計画
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局	建設部建築住宅課	

【目 的】

「秋田県地震被害想定調査」（平成25年8月）において、人的被害の要因として建築物の倒壊によるものが約9割をしめる想定されており、生活の拠点である住宅の耐震化の促進により、地震発生時の県民の安全を確保する。

【内 容】**【県・市町村】**

- 市町村による木造戸建て住宅の耐震診断及び耐震改修に係る補助事業に対し、県においても、国と協調して補助を実施し、住宅の耐震化率の向上を図る。
- 併せて、住民等に対して、耐震改修費用の減税措置（「耐震改修促進税制」）について、パンフレットの配布等により周知を図る。

<実施（予定）時期>

平成28年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

補助事業実施市町数 13市町

（秋田市、大館市、鹿角市、北秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、由利本荘市、にかほ市、大仙市、横手市、五城目町、美郷町）

※小坂町、三種町（町単独事業として住宅耐震化事業を実施）を除く。

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
住宅の耐震化率	－	70.8%					85.0%

※定量目標は、「秋田県耐震改修促進計画(第2期計画)」に掲げる目標値である。

【防災・減災の効果】

住宅の耐震化を促進することにより、地震発生時の住宅の倒壊が減少するとともに、倒壊に伴う人的被害の軽減が図られる。

基 本 目 標	2. 建築物等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 住宅・学校・病院等の耐震化の推進	第3編 第2章 第4節		
取 組 ・ 事 業	②多数の住民等が利用する建築物の耐震改修の促進	建築物災害予防計画		
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局	建設部建築住宅課	

【目 的】

多数の住民等が利用する施設で、地震による被害を受けた場合には、その用途・規模から、周辺地域への影響も大きいと懸念される建築物の耐震化を促進することにより、県民の安全を確保する。

【内 容】**【県・市町村】**

○特定建築物（※）のうち公共建築物（以下、「公共特定建築物」という。）は、災害時の防災拠点や避難所等の利用が見込まれることから、早急かつ確実な耐震化の促進を図る。

○また、特定建築物のうち民間建築物についても施設利用者及び周辺地域への被害を防ぐため、耐震改修促進法による耐震診断義務付けの大規模建築物の耐震改修をはじめ、耐震診断及び耐震改修に対する啓発活動等により、耐震化の促進を図る。

（※）体育館、病院、役場庁舎、ホテル等の建築物のうち、一定の規模、階数を有するもの。

○市町村における公共特定建築物の耐震化事業

<実施（予定）時期>

平成28年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）>

市町村における公共特定建築物の耐震化率 93.7%

県における公共特定建築物の耐震化率 96.7%

民間含めた全ての特定建築物の耐震化率 89.9%

（いずれも平成27年度末の数値）

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
特定建築物の耐震化率	88.0%	89.9%					95.0%

【防災・減災の効果】

特定建築物の耐震化を促進することにより、震災時の建築物の倒壊が減少するとともに、倒壊に伴う人的被害の軽減が図られる。

基 本 目 標	2. 建築物等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 住宅・学校・病院等の耐震化の推進	第3編 第2章 第4節		
取 組 ・ 事 業	③避難所として使用する学校等の耐震改修の推進	建築物災害予防計画		
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局	教育庁総務課施設整備室	

【目 的】

避難所に使用するなど、災害発生時の防災拠点となる学校等について、建物被害の軽減を図るため、耐震性の確保及び不燃化を計画的に実施する。

【内 容】**【県】**

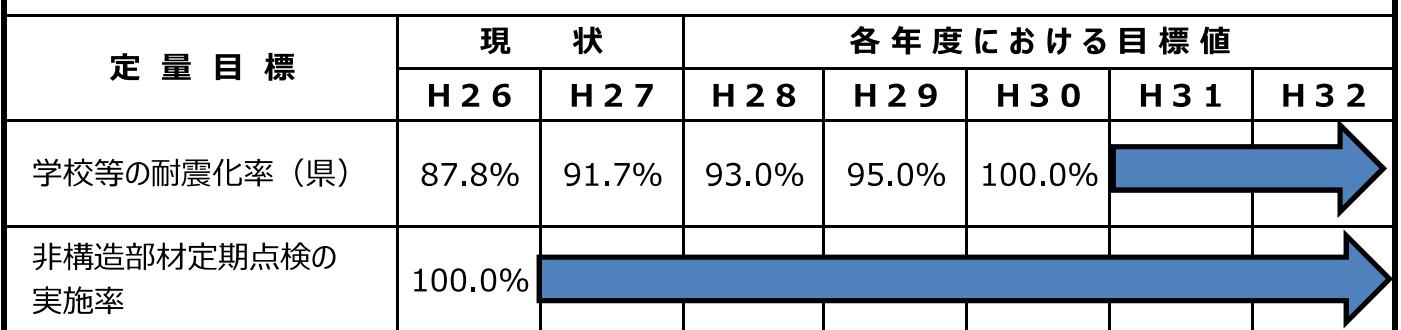
- 学校等の耐震診断・耐震補強を実施する。

<実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度
 <計画実施前年度（平成27年度）実績> 91.7%
- 学校等の非構造部材の耐震点検・落下防止対策を実施する。

<実施（予定）時期> 平成28年度～平成32年度
 <計画実施前年度（平成27年度）実績> 100%
- 体育館等建設時において避難所機能を整備する。

【市町村】

- 学校等の耐震診断・耐震補強の実施
- 学校等の非構造部材の耐震点検・落下防止対策の実施

**【防災・減災の効果】**

- 学校等の非構造部材の耐震性確保により、災害発生後に避難所の使用が困難になる状況が回避できる。
- 非構造材の耐震性が確保されることで、児童生徒の日常生活の安全が確保される。

基 本 目 標	2. 建築物等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 住宅・学校・病院等の耐震化の推進			第3編 第2章 第4節
取 組 ・ 事 業	④地域中核病院の耐震改修の促進			建築物災害予防計画
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局	健康福祉部医務薬事課	

【目 的】

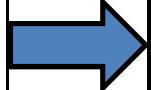
災害時の医療救護活動の拠点となる医療機関の耐震性を確保する。

【内 容】

- 県内14の災害拠点病院の耐震性を確保する。
- 現在、12病院が、新築や耐震改修により、新耐震基準に適合している。平成29年度に市立角館総合病院が新築移転することにより、県内全ての災害拠点病院が新耐震基準に適合する。市立秋田総合病院は災害拠点病院として今後指定予定。

<県内の災害拠点病院>

- 1 大館市立総合病院
- 2 かづの厚生病院
- 3 北秋田市民病院
- 4 能代厚生医療センター
- 5 秋田大学医学部附属病院
- 6 秋田県立脳血管研究センター
- 7 秋田厚生医療センター
- 8 秋田赤十字病院
- 9 市立秋田総合病院
- 10 由利組合総合病院
- 11 大曲厚生医療センター
- 12 市立角館総合病院
- 13 平鹿総合病院
- 14 雄勝中央病院

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
新耐震化基準適合災害拠点病院数	12	12	13	13	13	14	

【防災・減災の効果】

災害拠点病院の耐震化を図ることにより、災害時における医療救護活動の提供体制が確保される。

基 本 目 標	3. ライフライン等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 緊急輸送道路の耐震化の推進			第3編 第2章 第5節
取 組 ・ 事 業	①緊急輸送道路の橋梁耐震化の推進			公共施設災害予防計画
実 施 主 体	県	県の担当部局	建設部道路課	

【目 的】

県が管理する橋梁について、従来の対症療法的な修繕から予防的な修繕へと転換し、長寿命化を図るとともに、大規模災害時における緊急輸送道路の機能確保のため、緊急輸送道路区間内の橋梁に重点を置いて耐震化を推進する。

【内 容】

- 緊急輸送道路上の橋長15m以上の橋梁505橋の耐震化を実施する。

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
橋梁長寿命化対策実施割合(耐震補強含む)	25.9%	27.8%	48.3%	61.1%	80.8%	81.5%	82.2%

【防災・減災の効果】

計画的な修繕・耐震化を実施することにより、大規模災害時の緊急輸送道路の機能が維持され、災害救助用物資の輸送や広域応援部隊の受け入れ等が円滑に行われる。

基 本 目 標	3. ライフライン等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 河川管理施設の耐震化の推進	第3編 第2章 第5節		
取 組 ・ 事 業	①堤防耐震化に向けた調査の推進	公共施設災害予防計画		
実 施 主 体	県	県の担当部局	建設部河川砂防課	

【目 的】

津波の遡上の可能性がある河川において、堤防嵩上げや耐震化が必要となる区間を検討し、必要に応じて事業化するため、堤防の現況調査や地震時における沈下及び液状化に対する解析を推進し、整備計画を策定する。

【内 容】

○津波の遡上の可能性がある河川における調査と耐震化等の検討を行う。

<実施（予定）時期>

平成23年度～平成31度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

堤防の沈下及び液状化に関する解析

【定性的目標】

平成31年度までに堤防耐震化等に係る整備計画を策定する。

【防災・減災の効果】

想定される地震や津波に対して、堤防機能を確保するための整備計画を策定することで、次期計画における対策工の事業化及び効率化を図る。

基 本 目 標	3. ライフライン等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(3) 上・下水道の耐震化の促進	第3編 第2章 第5節		
取 組 ・ 事 業	①上水道の施設の耐震化の促進	公共施設災害予防計画		
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局	生活環境部生活衛生課	

【目 的】

水道は、災害時においても安定した給水を確保することが求められている重要な社会インフラであることから、耐震化を促進することにより、地域住民の社会生活基盤として、将来にわたり持続可能かつ強靭な施設を構築する。

【内 容】**【県】**

- 市町村担当者研修会の実施

市町村の担当者を対象とした研修会を開催し、水道施設の耐震化に資する施策等について情報を提供する。

<実施（予定）時期>

平成28年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

年1回実施、参加者80人

【市町村】

- 水道施設の更新

長期的な視点に立ち、国庫補助制度等を活用して耐震化対策を実施する。

【定性的目標】

市町村が実施する水道施設の更新事業等に対し、積極的に耐震性向上のための助言や指導を行うことで、県民生活の安全、安心の確保を図る。

【防災・減災の効果】

大規模災害時でも良質な水道水を安定供給することで、地域住民の水使用における不便、不安の解消を図るとともに、健康増進並びに疾病予防等、公衆衛生の向上に寄与する。

基 本 目 標	3. ライフライン等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(3) 上・下水道の耐震化の促進	第3編 第2章 第5節		
取 組 ・ 事 業	②流域下水道施設の耐震化の実施	公共施設災害予防計画		
実 施 主 体	県	県の担当部局	建設部下水道課	

【目 的】

下水道は、県民の暮らし、安全及び環境を守るとともに都市活動を支える根幹的社会基盤であることから、施設の耐震化を推進し、大規模な地震発生時においても継続的な汚水処理機能を確保する。

【内 容】

○流域下水道施設の耐震化の推進

下水道施設における施設の重要度や下水道における要求機能の優先度に応じて、管渠、ポンプ場及び処理場施設の耐震化を実施する。

<実施（予定）時期>

平成16年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

- ・鹿角処理センター塩素混和池棟の耐震補強を実施。
- ・臨海、大曲、横手処理区の管渠耐震診断により、耐震性能を確認。

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
流域下水道処理場及びポンプ場施設の耐震化率	54%	56%	57%	59%	61%	63%	65%
流域下水道管渠の耐震化率	80%	81%	82%	83%	84%	85%	86%

【防災・減災の効果】

大規模な地震発生時においても継続的な汚水処理機能が確保されるとともに、万一施設が破損した場合でも致命的な破損に至らず、速やかに最低限の機能回復が可能となることから、県民の衛生的な生活環境が確保される。

基 本 目 標	3. ライフライン等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(4) 港湾・漁港施設等の整備促進	第3編	第2章	第5節
取 組 ・ 事 業	①港湾整備、避難対策施設の整備事業の実施			公共施設災害予防計画
実 施 主 体	県	県の担当部局	建設部港湾空港課	

【目 的】

大規模地震発災時に緊急物資や避難者等を輸送するため、耐震強化岸壁の整備を推進する。

【内 容】

○耐震強化岸壁及び防災緑地の整備事業の実施

大規模地震が発災した際に、発災直後から緊急物資等の輸送や、経済活動の確保を目的とした、通常岸壁よりも耐震性能を強化した係留施設である耐震強化岸壁の整備を推進する。

耐震強化岸壁は、背後の緑地等オープンスペースと一体となって、緊急物資の荷捌き・一時保管や、支援部隊のベースキャンプ等のための防災拠点となる。

<実施（予定）時期>

平成21年度～平成30年度

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
耐震強化岸壁数 (累計)	1	1	1	1	2	2	2

※県内の要耐震強化岸壁は3（秋田港2、能代港1）

【防災・減災の効果】

耐震強化岸壁を整備することにより、

○発災直後から、緊急支援物資の輸送ルートが確保される。

○避難ルート及び自衛隊等の支援部隊の受け入れルートとして利活用できることから、広域応援の受け入れが円滑に行われ、被災者支援に寄与することができる。

基 本 目 標	3. ライフライン等の耐震化の推進	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(4) 港湾・漁港施設等の耐震化の推進	第3編 第2章 第5節		
取 組 ・ 事 業	②漁港施設の老朽化・耐震化事業の実施	公共施設災害予防計画		
実 施 主 体	県	県の担当部局	農林水産部水産漁港課	

【目 的】

- 水産基盤施設の老朽化対策として、的確な老朽化診断に基づく施設の補修・改修により、施設の長寿命化や災害の未然防止を図る。
- 地震・津波や高潮・波浪などの災害に対して脆弱性を有する漁港において、災害発生後の漁業の継続や早期再開を図るため、係留施設等の耐震・耐津波等の機能強化により防災力の向上を図る。

【内 容】

- 水産物供給基盤機能保全事業の実施

[老朽化対策]

施設の老朽化診断結果に基づき、漁港の役割・施設の重要度等を勘案した機能保全計画を策定し、計画的に保全工事を実施する。

<実施時期>

平成22年度～平成32年度(第1次対策)

県管理の海面8漁港で実施中(岩館、八森、北浦、畠、椿、平沢、金浦、象潟)

[機能強化対策]

平成26年度～平成27年度に実施している、県管理7漁港の主要な漁港施設の機能診断結果を踏まえ、国から示された「新たな技術的知見」を反映した耐震・耐津波対策を講じる。

(岩館、八森、北浦、畠、椿、平沢、象潟) ※金浦漁港は防災拠点漁港として、耐震強化

<計画策定(予定)時期>

平成28年度～平成30年度

<事業実施(予定)時期>

平成29年度～平成33年度

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
水産物供給基盤機能保全事業等【機能強化】の実施漁港数	0	0	0	1	2	4	6

【防災・減災の効果】

漁港施設の老朽化・耐震化の対策を講じることにより、

○施設機能の維持はもとより施設効果が強く発揮され、災害の未然防止、被害の最小化が図られる。

○災害発生時の緊急物資の海上輸送や海上からのアクセスルートが確保され、漁港・漁村の防災機能の強化が図られる。

基 本 目 標	4. 災害に備えたまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 土砂災害防止対策の推進			第2編 第1章 第14節
取 組 ・ 事 業	①土石流、急傾斜地崩壊対策事業の実施			土砂災害予防計画
実 施 主 体	県		県の担当部局	建設部河川砂防課

【目 的】

土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所等に土砂災害防止施設を建設することにより、土石流やがけ崩れから人命・財産を保全し、安心・安全な地域の創出を図る。

【内 容】

○国直轄火山砂防区域外における砂防事業を実施する。

<実施（予定）時期>

昭和8年度～

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

通常砂防事業 小沢 ほか6箇所

火山砂防事業 寺田大沢 ほか3箇所

急傾斜地崩壊対策事業 新処 ほか4箇所

総合流域防災事業 落合1号

県単砂防事業

【参考】国の取組

○国直轄火山砂防区域における砂防事業を実施する。

<実施（予定）時期>

平成元年度～

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

八幡平山系

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
土石流危険渓流整備率	16.3%	16.5%	16.5%	16.7%	16.9%	17.1%	17.3%
急傾斜地崩壊危険箇所整備率	34.4%	34.7%	34.8%	35.0%	35.2%	35.4%	35.6%

※定量目標は、「秋田県豪雪地帯対策アクションプログラム」に掲げる目標値である。

【防災・減災の効果】

土砂災害を防止・軽減することにより、被害想定区域内の人的被害及び建物等被害を最小化するとともに、交通ネットワーク、ライフライン等を保全する。

基 本 目 標	4. 災害に備えたまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 河川改修・治山対策の推進	第2編 第1章 第9節		
取 組 ・ 事 業	①河川改修事業の推進	水害予防計画		
実 施 主 体	県	県の担当部局	建設部河川砂防課	

【目 的】

河川改修事業を実施して河川の流下能力を向上させることにより、計画規模の降雨による洪水を防止し、安心・安全な地域の創出を図る。

【内 容】

○一級河川の指定区間及び二級河川における河川改修事業を実施する。

<実施（予定）時期>

昭和35年度～

<計画実施前年度（平成27年度）実績>**河川改修事業**

床上浸水対策特別緊急事業 三種川

広域河川改修事業 芋川 ほか7河川

流域治水対策河川事業 新城川 ほか6河川

総合流域防災事業 福士川 ほか2河川

県単河川改良事業

【参考】国の取組

○国直轄河川管理区間における河川改修事業を実施する。

<実施（予定）時期>

昭和21年度～

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

雄物川、米代川、子吉川

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
河川整備率	45.7%	45.8%	45.8%	45.9%	46.0%	46.1%	46.2%

※定量目標は、「秋田県豪雪地帯対策アクションプログラム」に掲げる目標値である。

【防災・減災の効果】

河川の流下能力を増大させ、一定量の降雨を安全に流下させることにより、洪水による浸水被害を防止・軽減し、浸水区域内の人的被害及び建物等被害を最小化するとともに、交通ネットワーク、ライフライン等を保全する。

基 本 目 標	4. 災害に備えたまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 河川改修・治山対策の推進	第2編 第1章 第14節		
取 組 ・ 事 業	②山地災害、地すべり、山腹崩壊防止対策の実施	土砂災害予防計画		
実 施 主 体	県	県の担当部局	農林水産部森林整備課	

【目 的】

山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全し、併せて水資源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。

【内 容】

○治山事業の実施

山地災害を防止するため、渓流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、土留工等の施設整備及び森林の保全機能強化のための森林整備を実施する。

<実施（予定）時期>

平成28年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

新規箇所数（保育事業を除く） 41箇所

定 量 目 標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
治山事業新規箇所数 (保育事業を除く)	54	41	60	60	60	60	60

【防災・減災の効果】

治山事業の実施により、荒廃山地の復旧や荒廃危険地の崩壊等が未然に防止され、県民の生命・財産等の保全が図られる。

基本目標	4. 災害に備えたまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(3) 農地防災対策の推進	第2編	第1章	第9節・14節
取組・事業	①農村地域防災減災事業の推進			水害予防計画・土砂災害予防計画
実施主体	県	県の担当部局	農林水産部農地整備課	

【目的】

農業水利施設の補強・改修や農地地すべり対策を推進し、集中豪雨、大規模地震、地すべり等による農村地域の被害を防止・軽減することにより、県土の保全と安全・安心な地域づくりを図る。

【内 容】

○集中豪雨や大規模地震によって損壊するおそれがある、又は、老朽化によって機能が低下している農業水利施設（ため池、頭首工、用排水機場、用排水路等）の補強・改修を実施する。

○また、地すべり防止区域において、抑制工や抑止工などの地すべり防止施設を設置し、地すべり要因の低減、除去等により地すべりの安定化を図る。

なお、ため池については、施設規模、下流への影響等を踏まえて耐震性を検討し、必要に応じ、貯水制限、監視強化等のソフト対策を組み合わせて実施する。

<実施（予定）時期>

昭和31年度～

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

10箇所

定量目標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値 (※)					
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	
老朽化した農業用ため池等の整備地区数	3	10	7	8	9	8	3	

※「目標値」…毎年定期的に実施している農業水利施設等の調査・点検を踏まえ、緊急性の高いものから順次整備していくことから、各年度の目標値は変動する。

【防災・減災の効果】

農業水利施設の補強・改修や農地地すべり対策を計画的に推進することにより、集中豪雨、大規模地震、地すべり等による農村地域の被害が防止・軽減され、県土の保全と安全・安心な地域づくりが図られる。

基本目標	4. 災害に備えたまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施策	(4) 海岸保全施設の整備促進	第2編 第1章 第10節		
取組・事業	①高潮対策、侵食対策事業の実施	海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画		
実施主体	県	県の担当部局	建設部河川砂防課	

【目的】

海岸線もしくはその付近に海岸保全施設を建設し、冬季風浪や台風がもたらす波の力を軽減することにより、海岸侵食から国土や財産を保全し、安心・安全な地域の創出を図る。

【内容】

○港湾・漁港区域以外の海岸における侵食対策を実施する。

<実施（予定）時期>

昭和54年度～

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

海岸防災対策事業

海岸侵食対策事業 本荘海岸 ほか2箇所

定量目標	現状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
海岸侵食対策の整備率	63.7%	63.7%				64.1%	64.1%

【防災・減災の効果】

海岸侵食を防止・軽減することで、侵食想定区域内の国土、建物等資産、交通ネットワーク、ライフライン等を保全する。

基本目標	4. 災害に備えたまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(4) 海岸保全施設の整備促進	第2編 第1章 第10節		
取組・事業	①高潮対策・侵食対策事業の実施	海岸保全、港湾、漁港施設災害予防計画		
実施主体	県	県の担当部局	農林水産部水産漁港課	

【目的】

漁港海岸保全施設の機能強化や老朽化対策により、津波、高潮及び波浪などの災害から、人命や財産を守るとともに国土を保全する。

【内容】

○漁港海岸保全施設整備事業の実施

[機能強化・老朽化対策]

海岸保全施設の機能診断を踏まえた、長寿命化計画を平成30年度まで策定し、計画的に機能回復と機能強化を図る。

<長寿命化計画の策定(予定)時期>

平成28年度～平成30年度

<老朽化対策の実施(予定)時期>

平成29年度～平成35年度

定量目標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
漁港海岸保全施設整備事業 [機能強化・老朽化対策] の実施漁港海岸数 (累計)	0	3	3	3	3	3	4

【防災・減災の効果】

漁港海岸施設の機能強化・老朽化対策を講じることにより、施設機能の維持はもとより施設効果が強く発揮され、災害の未然防止、被害の最小化が図られる。

基本目標	4. 災害に備えたまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(5) 停電時の道路交通の確保	第2編 第1章 第27節		
取組・事業	①停電時における交通信号機滅灯対策の推進	大規模停電対策計画		
実施主体	県	県の担当部局	警察本部交通規制課	

【目的】

災害発生時等の停電に起因する交通信号機の機能停止による道路交通の混乱を防止し、災害発生時においても交通の安全の確保と円滑化を図る。

【内 容】

○電池式信号機電源付加装置の整備

災害発生時等停電時における交通信号機滅灯対策として、主要幹線道路等に設置されている重要な信号機に、予備電源として自動起動型信号機電源付加装置98基、電池式信号機電源付加装置18基を整備済であるが、今後も更に対策を推進するため電池式信号機電源付加装置を整備する。

<実施（予定）時期>

平成28年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

平成27年度実績なし

定量目標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
電池式信号機電源付加装置の整備累計数	18	18	25	32	39	46	53

【防災・減災の効果】

電池式交通信号機電源付加装置を整備することにより、災害発生時等停電時においても主要交差点等の交通信号機が点灯することで、安全で円滑な交通を確保し道路交通の混乱を防止するとともに、避難及び救援物資輸送経路等の確保につながる。

基 本 目 標	5．雪に強いまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 道路等の雪害防止対策の推進	第2編 第1章 第17節		
取 組 ・ 事 業	①市町村との連携による効率的な除雪の実施	雪害予防計画		
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局	建設部道路課	

【目 的】

冬期間の積雪により、道路脇や歩道の雪が堆積し、道路交通や歩行空間に支障を来していることが多いことから、管理区分にとらわれず県と市町村でより一層の効果的な除雪の取組を図る。

【内 容】

○県と市町村が道路の管理区分にとらわれず、相互に除雪機械を取り入れ、効率的な除排雪を行う「除雪効率化モデル事業」を実施する。

<実施（予定）時期>

平成25年度～平成34年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

市町村管理道路を県が除雪86.2km（52路線）
県管理道路を市町村が除雪79.3km（50路線）

【定性的目標】

「除雪効率化モデル事業」等を通じ、関係市町村と連携し、効率的な除排雪を実施するよう努める。

【防災・減災の効果】

道路の管理区分に関わらず、市町村との連携のもと除雪を実施することにより、冬期における安全な道路網が確保される。

基本目標	5. 雪に強いまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 道路等の雪害防止対策の推進	第2編 第1章 第17節		
取組・事業	②雪崩防止柵等雪崩防止対策の実施	雪害予防計画		
実施主体	県	県の担当部局		建設部道路課

【目的】

本県には、雪崩危険箇所が多いことから、雪崩対策施設の整備により、冬期の道路交通の安全を確保する。

【内 容】

○道路交通の安全を確保するため、雪崩防護柵等の雪崩対策施設を整備・更新する。

<実施（予定）時期>

平成25年度～平成34年度

定量目標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
県管理道路の雪崩対策施設延長（累計）	25.2km	25.4km	24.8km	25.2km	27.0km	27.1km	27.3km

※定量目標は、「秋田県豪雪地帯対策アクションプログラム」に掲げている目標値である。

【防災・減災の効果】

雪崩対策施設の整備により、利用者の安全性が向上するほか、通行止めを未然に防ぐことが出来る。

基本目標	5. 雪に強いまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 道路等の雪害防止対策の推進			第2編 第1章 第17節
取組・事業	③道路標識の大型化			雪害予防計画
実施主体	県	県の担当部局		建設部道路課

【目的】

冬期における視認性の向上を図るため、道路標識の大型化を進める。

【内容】

○冬期における視認性の向上を目指した道路標識の大型化を推進する。

<実施（予定）時期>

平成25年度～平成34年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

全県で17基設置

定量目標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
県管理道路における大型道路標識の基數（累計）	1,995基	2,012基	1,960基	2,020基	2,040基	2,050基	2,060基

※定量目標は、「秋田県豪雪地帯対策アクションプログラム」に掲げる目標値である。

【防災・減災の効果】

冬期における視認性の確保は重要であり、円滑な交通の確保、及び交通事故防止等が図られる。

基本目標	5. 雪に強いまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(1) 道路等の雪害防止対策の推進			第2編 第1章 第17節
取組・事業	④着雪防止型信号機の整備			雪害予防計画
実施主体	県	県の担当部局	警察本部交通規制課	

【目的】

積雪時においても、交通信号機の視認性を確保するとともに、降雪状況や路面状況を迅速に道路利用者に提供し、交通の安全の確保と円滑化を図る。

【内 容】

○着雪防止型車両用交通信号灯器の整備

降雪時においても、交通信号機の視認性を確保するため、今後実施する車両用交通信号灯器の交換が伴う工事については、全ての工事において着雪防止型車両用交通信号灯器を設置整備する。

○交通監視用カメラ及び交通情報板の整備

降雪状況や路面状況の情報収集を行うため、交通監視カメラを整備するとともに、収集した情報を迅速に道路利用者に提供するため、交通情報板を計画的に整備する。

<実施（予定）時期>

平成28年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

○着雪防止型車両用灯器 551灯

○交通監視用カメラ 1基新設

○交通情報板 1基新設

定量目標	現 状		各 年 度 に お け る 目 標 値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
着雪防止型車両用交通信号灯器累計数	2,173	2,724	2,964	3,204	3,444	3,684	3,924
交通監視カメラ累計数	30	31	32	33	34	35	36
交通情報板累計数	8	9	10	11	12	13	14

【防災・減災の効果】

着雪防止型車両用交通信号灯器、交通監視カメラ及び交通情報板を整備することにより降雪時における交通信号機の視認性の向上や道路の迅速かつ適切な情報収集により交通事故防止につながる。

基本目標	5. 雪に強いまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施策	(2) 住宅の克雪化の推進	第2編 第1章 第17節		
取組・事業	①克雪化住宅の普及促進	雪害予防計画		
実施主体	県	県の担当部局	建設部建築住宅課	

【目的】

雪下ろし作業中の事故等の雪害を未然に防止するため、既存住宅の克雪化を推進する。

【内容】

○雪下ろし作業の負担の軽減を図るため、県や市町村のリフォーム事業等を活用し、増改築・リフォームの際、屋根の形状や勾配等を無落雪型・自然落雪型・消融雪型にするなど、住宅の克雪化を促進します。

<実施（予定）時期>

平成25年度～

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

実施件数73件（リフォーム31件、安全安心な雪下ろし支援事業による実施42件）

定量目標	現状		各年度における目標値				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
克雪化リフォーム実施件数	71	73	60	60	55	25	5

※定量目標は、「秋田県豪雪地帯対策アクションプログラム」に掲げる目標値である。

【防災・減災の効果】

既存住宅の克雪化により、積雪による倒壊、雪降ろし作業時の転落防止等の雪害を防止する。

基 本 目 標	5. 雪に強いまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 住宅の充雪化の推進	第2編 第1章 第17節		
取 組 ・ 事 業	②雪下ろし事故防止対策の推進	雪害予防計画		
実 施 主 体	県	県の担当部局	生活環境部県民生活課	

【目 的】

近年の豪雪により雪下ろし等除排雪作業中の事故が多発していることから、事故防止に向けた対策を講じることで、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保する。

【内 容】

○県広報紙、チラシ、ポスター等による広報活動

県広報紙に安全な除排雪方法を掲載するほか、安全対策を呼びかけるチラシ、ポスターを配布・設置する。

<実施（予定）時期>

平成25年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

チラシ、ポスターは降雪前に、市町村、社協、ホームセンター、スーパー等へ配布・設置する。

県広報紙に安全な除排雪作業のポイント等を掲載する。

○「雪害事故防止週間」の実施

「秋田県雪害事故防止週間」を設定し、様々な媒体を活用した広報や安全講習会等を実施し事故防止の周知を図る。

<実施（予定）時期>

平成25年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

雪害事故が多発する1月16日から24日に「雪害事故防止週間」を設定。

○「雪の事故防止を考えるシンポジウム」の開催

安全対策の普及啓発を図るため、シンポジウムを開催する。

<実施（予定）時期>

平成25年度～平成29年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

平成27年度は12月13日に開催

【定性的目標】

様々な媒体を活用した広報活動により、安全対策の徹底を呼びかけ、雪による事故防止に努める。

【防災・減災の効果】

様々な媒体を活用した広報活動や安全講習会のほか、シンポジウムを開催することで、県民の事故防止・安全対策に対する関心を高め、雪害事故の減少を図る。

基 本 目 標	5．雪に強いまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(2) 住宅の充雪化の推進	第2編 第1章 第17節		
取 組 ・ 事 業	②雪下ろし事故防止対策の推進	雪害予防計画		
実 施 主 体	県	県の担当部局	総務部総合防災課	

【目 的】

- 雪による事故発生状況等の情報を県民に発信するほか、事故の発生原因を分析し、的確な対策を講じる。
- 「雪下ろし注意情報」等の広報等を実施し、雪下ろしや除排雪時の事故防止を図る。

【内 容】

- 雪による人的被害の情報発信と原因分析

冬期間の積雪状況や雪による被害状況等をWebサイト（美の国あきたネット）上に公表するほか、的確な安全対策を講ずるため、雪による人的被害状況を把握して、事故の発生原因を分析する。

<実施（予定）時期>

平成25年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

各地の積雪深（県内13地点）、雪による被害状況（人的被害・建物被害・農林水産関係）のほか、態様別、年齢別などに事故の発生原因を分析し公表

- 「雪下ろし注意情報」等の広報等の実施

雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすい気象条件になった場合、Webサイトや市町村防災行政無線により、「雪下ろし注意情報」を発表するなどし、注意を喚起する。

<実施（予定）時期>

平成25年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

12回発表

【定性的目標】

- 雪による人的被害の情報発信と原因分析

雪による被害が発生した都度、被害状況を発表し、事故の発生原因を分析する。

- 「雪下ろし注意情報」等の広報等の実施

「雪下ろし注意情報」の発表基準に達した場合に、積極的に発表する。

【防災・減災の効果】

- 雪による人的被害の情報発信と原因分析

雪による被害状況とその発生原因の分析結果を把握し、的確な対策が講じられることにより、人的被害が減少する。

- 「雪下ろし注意情報」等の広報等の実施

過去の降雪量や翌日の最高気温の予想等から、「雪下ろし注意情報」の発表基準に達した場合に、雪下ろし中の転落事故や屋根からの落雪が発生しやすいことを周知することで、作業を中止したり、注意をしたりすることにより、人的被害が減少する。

基 本 目 標	5．雪に強いまちづくり	地域防災計画の位置づけ		
施 策	(3) 空き家対策の強化	第2編 第1章 第7節		
取 組 ・ 事 業	①市町村による空き家対策の促進	雪害予防計画		
実 施 主 体	県・市町村	県の担当部局	あきた未来創造部地域づくり推進課	

【目 的】

所有者による適切な管理が行われていない空き家が増加し、防災、防犯、景観等の面で問題が顕在化していることから、空き家対策の実効性を確保するため、市町村相互の情報提供や意見交換の場等を設け、市町村による適切かつ円滑な対応を促進する。

【内 容】

○空き家対策市町村担当者会議の開催

市町村担当者及び県関係部局の担当者による会議を開催し、空き家対策に関する先進事例の情報交換や意見交換を行う。

<実施（予定）時期>

平成25年度～平成32年度

<計画実施前年度（平成27年度）実績>

市町村の取組状況と課題、国等への要望等について、担当者会議を4回開催し、情報共有を図った。
国の担当者による「空家等対策の推進に関する特別措置法」の説明会を開催した。

【定性的目標】

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町村の行う「空家等対策計画」の策定やそれに基づく各種措置の実施に関して、空き家対策の情報共有や市町村相互間の意見交換の場を設けるなど、市町村による適切な空き家対策を支援する。

【防災・減災の効果】

空き家の適切な管理が行われることにより、危険な空き家が減少することから、地震や風害等の災害時の倒壊等が防止され、地域住民の安全が確保される。